

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年12月4日 現在)

| 福島県 | 出荷制限 | 摂取制限 | |
|-----|-------------------------------|---|-----------------------|
| 原乳 | 2市6町3村 ^{※1} | — | |
| 野菜類 | 非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等) | 2市6町3村 ^{※2} | |
| | 結球性葉菜類 (キャベツ等) | | |
| | アブラナ科の花薺類 (ブロッコリー、カリフラワー等) | | |
| | カブ | | |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | 飯館村 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 伊達市、川俣町、新地町 | — |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 相馬市、いわき市 | — |
| | キノコ類 (野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 | 南相馬市、いわき市、棚倉町 |
| | たけのこ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村 | — |
| | わさび (畑において栽培されたものに限る。) | 伊達市、川俣町 | — |
| | くさてつ(こごみ) | 福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村 | — |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村 | — |
| | ふきのとう(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町 | — |
| | こしあぶら | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村 | — |
| | ぜんまい | 二本松市、相馬市、いわき市、川俣町 | — |
| | わらび | 福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町 | — |
| | ウメ | 福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町 | — |
| | ユズ | 福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町 | — |
| | クリ | 二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市 | — |
| | キウイフルーツ | 相馬市、南相馬市 | — |
| 雑穀 | 大豆 | 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | — |
| 穀類 | 米(平成23年産) | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) | — |
| | 米(平成24年産) | ※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。) | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。) | 新田川(支流を含む。) |
| | ウグイ | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち竜ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) | — |
| | ウナギ | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | アユ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | コイ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | フナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | 水産物40種 ^{※4} | 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | — |
| 肉 | 牛の肉 ^{※5} | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | — |
| | イノシシの肉 | 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村 | 6市10町4村 ^{※6} |
| | クマの肉 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村 | — |
| | ヤマドリの肉 | 全域 | — |

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字舟木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字屋上、原町区馬場字羊ヶ瀬、原町区馬場字大原と田城の区域)、川俣町(山木の屋の区域に限る)、猪谷町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪川町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木林木、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師堂、原町区片上字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、宮原町、大熊町、双葉町、猪名川町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、郡山市及び猪飼村

※4 アイナ、アカガレイ、アカシタビラム、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスマベリ、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバチル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガサク、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒカンブ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月4日 現在)

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----------------|--|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、階上町 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 |
| | 原木ナメコ | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 |
| | タケノコ | 一関市、奥州市 |
| | こしあぶら | 盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ぜんまい | 一関市、奥州市、住田町 |
| | せり(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 |
| 穀類 | わらび(野生のものに限る。) | 陸前高田市、奥州市 |
| 水産物 | ソバ | 盛岡市(旧浜木村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。) |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | マダラ | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) |
| 肉 | ウグイ | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 宮城県 | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 原木シイタケ(露地栽培) | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 | |
| タケノコ | 白石市、栗原市、丸森町 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | 栗原市、大崎市 | |
| くさそてつ(ごみ) | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 | |
| こしあぶら | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町 | |
| ぜんまい | 気仙沼市、大崎市、丸森町 | |
| ソバ | 栗原市(旧金成村の区域に限る。) | |
| ヒガングフ | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| 水産物 | ヒラメ | |
| | クロダイ | |
| | スズキ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町 |
| | タケノコ | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| | イシガレイ | |
| | コモンカスペ | |
| | シロメバル | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | ニベ | |
| | マダラ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | アメリカナマズ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ギンブナ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ウナギ | 霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) |
| 肉 | イシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。 |
| その他 | 茶 | 土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 |
| 栃木県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | くさそてつ(ごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町 |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 大田原市、矢板市、市貝町、那須町 |
| | わらび(野生のものに限る。) | 鹿沼市、大田原市 |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | ウグイ(養殖を除く。) | 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。) |
| | イワナ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 鹿沼市、大田原市 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月期未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月4日 現在)

| 群馬県 | | 出荷制限 |
|------------|-----------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 渋川市 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 富津市、山武市 |
| | タケノコ | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町 |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 成田市 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 御殿場市、小山町 |

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年12月4日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|---------------------------|--|------|
| 原乳 | H23.3.21～: 下記の地域以外 | |
| | H23.3.21～4.8解除: 嘉多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、大玉村、郡上郡市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉ヶ崎村、中島村、西郷村、鞍川村、福島町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 祖馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市、福島県のうち、烏原町、天内、川子及び塙崎を除くに限る。）、川俣町、山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、内川村（福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、猿橋村、西郷村、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | |
| ホウレンソウ、カキナ | H23.3.21～: 下記の地域以外 | |
| | H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、嘉多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.23～: 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、嘉多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | H23.3.23～: 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、嘉多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～: 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、嘉多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | |
| カブ | H23.3.23～: 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.10解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | |
| 原木しいたけ(露地栽培) | H23.4.13～: 伊達市、飯坂市、相馬市、南相馬市、漁江町、双葉町、大熊町、川俣町、喜多方市、白河市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | |
| 野菜類 | H23.4.18～: 福島市 | |
| | H23.4.13～4.25解除: いわき市 | |
| | H23.4.13～5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | |
| 原木しいたけ(施設栽培) | H23.10.18～: 三井町 | |
| | H23.10.31～: 喜多方市、いわき市 | |
| 原木ナメコ(露地栽培) | H23.5.9～: 福島市、古殿町（紫蘇栽培に属する野生キノコに限る。） | |
| | H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、喜多方市、泉崎町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、小野町、天栄村、玉川村、平田村、塙枝村、福島町、三春町、喜多方市、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.10.18～: 喜多方市 H24.8.15～: 隆和村 H24.10.11～: 鏡石町 | |
| たけのこ | H24.10.18～: 喜多方市、北塙原村 | |
| | H23.5.5～: 伊達市、相馬市、三春町 H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 | |
| | H23.5.9～5.30解除: 平田村 H23.5.9～6.6解除: いわき市 | |
| たけのこ | H24.4.9～: いわき市 | |
| | H23.5.9～21解除: 天栄村 H23.5.13～21解除: 国見町 H24.4.18～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.20～: 那須市 | |
| わさび(畑において栽培されたものに限る。) | H24.4.18～: 伊達市、川俣町 | |
| | H23.5.9～: 福島市、鳴町町、古殿町、喜多方市、白河市、須賀川市、田村市、伊達市、桑折町 H24.4.18～: 伊達市、鳴町町、国見町 | |
| くさそてつ(ごみ) | H24.5.2～: 福島市 | |
| たらのめ(野生のものに限る。) | H24.5.7～: 那須市、白河市、塙町、新地町 H24.5.10～: 大玉村、西郷村 | |
| ふきのとう(野生のものに限る。) | H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.18～: 伊達市、鳴町町、国見町 | |
| こしあぶら | H24.5.2～: 福島市、二本松市 | |
| ぜんまい | H24.5.10～: 相馬市 | |
| わらび | H24.5.17～: いわき市、川俣町、石川町、天栄村 | |
| ウメ | H24.5.24～: 川俣町 H24.6.6～: 国見町 | |
| | H23.6～H24.11解除: 福島市、南相馬市 | |
| ユズ | H23.10.14～: 伊達市、桑折町 | |
| クリ | H24.10.10～: いわき市 | |
| キウイフルーツ | H24.9.20～: 伊達市、南相馬市 H23.12.8～: 相馬市、南相馬市 | |

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年12月4日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成24年12月4日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|------------------------|--|------|
| 農産物 キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.28~: 十和田市、南上市 | |
| | H24.10.30~: 青森市 | |
| 水産物 マダラ | H24.8.27~H24.10.31解除: 青森東通村尻屋燈台と北海道函館市恵山岬燈台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも灯塔及び大根岬燈台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| たけのこ 原木(露地栽培) | H24.5.31~: 一関市、奥州市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 | |
| | H24.4.13~: 鹿角市、市来町、住田町 | |
| 原木しいたけ(露地栽培) | H24.4.20~: 大船渡市 | |
| | H24.4.25~: 一関市、能石町、奥州市、平泉町、大船渡市 花巻市、北上市、三戸郡、金ケ崎町、山田町 | |
| | H24.5.10~: 大船渡市、釜石市 | |
| 野菜類 原木なめこ(露地栽培) | H24.10.23~: 一関市、奥州市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 | |
| | H24.10.11~: 釜石市、能石町、平泉町 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18~: 釜石市 | |
| | H24.10.25~: 原木(露地栽培) | |
| | H24.5.10~: 釜石市、金ケ崎町 | |
| | H24.5.14~: 原木(露地栽培) | |
| こあぶら | H24.5.15~: 花巻市 H24.5.18~: 住田町 | |
| せり(野生のものに限る。) | H24.5.18~: 一関市、奥州市 | |
| せんまい | H24.5.18~: 一関市、奥州市 | |
| わらび(野生のものに限る。) | H24.5.18~: 釜石市、能石町、平泉町 | |
| 殺菌類 ソバ | H24.11.13~: 釜石市(田泽谷村の区域に限る。)、二戸市(田代駅周辺の区域に限る。) | |
| | H24.11.20~: 釜石市(田代駅周辺の区域に限る。) | |
| スズキ | H24.11.8~: 釜石市(田代駅周辺の区域に限る。) | |
| クロダイ | H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城県與宮城県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| マダラ | H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城県與宮城県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| イワナ(養殖を除く。) | H24.5.8~: 釜井川(支流を含む。)、利根川(支流を含む。)、宇摩川(支流を含む。)、利根川(支流を含む。)、利根川(支流を含む。) | |
| ウグイ | H24.5.11~: 当手川内の大川(支流を含む。)、また当手川内の土川上流のうち四十石田ダムの下流(支流を含む。)、利根ダムの上流、利根ダムの上流、入船ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田代ダムの上流、利根ダムの上流、利根ダムの上流及び利根ダムの上流を除く。) | |
| 牛の肉 | H23.8.1~: 金城(魚の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| 肉 クマの肉 | H24.9.10~: 金城 | |
| シカの肉 | H24.7.24~: 金城 | |
| ヤマツリの肉 | H24.10.22~: 金城 | |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| たけのこ | H24.8.1~: 白石市、丸森町 H24.8.19~: 開発市 | |
| | H24.8.25~: 白石市、角田市 H24.8.26~: 仙台市、柴田郡、栗原市 | |
| | H24.9.5~: 仙台市、柴田郡、栗原市 | |
| | H24.9.15~: 厚生町 | |
| | H24.4.13~: 石卷市 | |
| | H24.4.20~: 大崎市 | |
| 野菜類 原木しいたけ(露地栽培) | H24.4.27~: 仙台市、喜多方市、柴田郡 | |
| | H24.4.27~: 仙台市、名取市、刈田郡 | |
| | H24.4.27~: 川崎町、大河原町、東松島市 | |
| | H24.8.9~: 色麻郡 | |
| | H24.5.10~: 七ヶ宿町 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18~: 宮城石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城石巻市金華山頂上から正西に引いた向市社直半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| <さそてつ(ごごみ) | H24.5.2~: 宮城石巻市(支流を除く。) | |
| こあぶら | H24.5.7~: 宮城県、黒川郡 | |
| せんまい | H24.5.9~: 大崎市、黒川郡 | |
| 殺菌類 ソバ | H24.11.18~: 宮城県(旧金成村の区域に限る。) | |
| | H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正西に引いた向市社直半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| クロダイ | H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた向市社直半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| スズキ | H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた向市社直半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| ヒラメ | H24.5.30~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた向市社直半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| マダラ | H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ヒガシングル | H24.5.2~H24.8.3解除: マダラ(魚の重垂が1キログラム未満のものに限る。) | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.20~: 宮城県内両阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。) | |
| イワナ(養殖を除く。) | H24.5.14~: 大倉町の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) | |
| | H24.5.24~: 三浪川のうち男鹿ダムの上流(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)及び二荒川のうち利根川ダムの上流(支流を含む。) | |
| ウグイ | H24.4.20~: 宮城県内両阿武隈川(支流を含む。)及び七ヶ宿ダムの上流(支流を含む。) | |
| 牛の肉 | H23.7.28~: 金城(魚の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| 肉 イノシシの肉 | H24.6.22~: 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25~: 金城(上記地図を除く。) | |
| ワニの肉 | H24.6.25~: 金城 | |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 クマの肉 | H24.9.10~: 金城 | |
| 表城県 | | 出荷制限 |
| 乳牛 | H23.9.23~H4.10解除: 全域 | |
| ホウレンソウ | H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 全域(市、高岡市) | |
| カラナ | H23.3.21~4.17解除: 全域 | |
| ハセリ | H23.3.21~4.17解除: 全域 | |
| タケノコ | H24.4.4~: 開発市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.13~: 石巻市、鶴岡市、東田川市、守谷市、東北町、利府町 | |
| 野菜類 原木シイタケ(露地栽培) | H24.10.14~: 仙台市、名取市、柴田郡、栗原市、小堀玉市 H24.4.9~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、鶴岡市 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 | |
| こあぶら | H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(支流を含む。) H24.5.10~: 常陸大宮市(支流を含む。) | |
| イグサレイ | H24.7.5~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| スズキ | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| シメバル | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ニベ | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| マダラ | H24.11.9~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ヒラメ | H24.4.17~H24.8.3解除: 北緯36度35分の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城千葉間県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| コモリカスペ | H24.8.2~H24.8.10解除: 吉田市、紫波郡、猿島郡、八戸市、境町 | |
| アメリカマグマ(養殖を除く。) | H24.4.17~: 鹿ヶ谷、北条郡(赤道遊漁船にこれらの地域に進入する河川及び利根川(支流を除く。)) | |
| ギンナン | H24.4.17~: 鹿ヶ谷、北条郡(赤道遊漁船にこれらの地域に进入する河川、常陸利根川及び利根川(支流を除く。)) | |
| ウナギ | H24.8.7~: 鹿ヶ谷、北条郡(赤道遊漁船にこれらの地域に进入する河川、常陸利根川及び利根川(支流を含む。)) | |
| 肉 イノシシの肉 | H23.12.21~: 全域 (魚の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉除く。) | |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 肉 クマの肉 | H24.9.10~: 金城 | |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 乳牛 | H23.9.23~4.10解除: 全域 | |
| ホウレンソウ | H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) | |
| | H23.3.21~6.1解除: 全域(市、高岡市) | |
| カラナ | H23.3.21~4.17解除: 全域 | |
| ハセリ | H23.3.21~4.17解除: 全域 | |
| タケノコ | H24.4.4~: 開発市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.13~: 石巻市、鶴岡市、東田川市、守谷市、東北町、利府町 | |
| 野菜類 原木シイタケ(露地栽培) | H24.10.14~: 仙台市、名取市、柴田郡、栗原市、小堀玉市 H24.4.9~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、鶴岡市 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 | |
| こあぶら | H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(支流を含む。) H24.5.10~: 常陸大宮市(支流を含む。) | |
| イグサレイ | H24.7.5~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| スズキ | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| シメバル | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ニベ | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| マダラ | H24.11.9~: 最大高潮時海岸線上福島県與宮城県界の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ヒラメ | H24.4.17~H24.8.3解除: 北緯36度35分の線、我が国特徴的經濟水域の外縫締、最大高潮時海岸線上宮城千葉間県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| コモリカスペ | H24.8.2~H24.8.10解除: 吉田市、紫波郡、猿島郡、八戸市、境町 | |
| アメリカマグマ(養殖を除く。) | H24.4.17~: 鹿ヶ谷、北条郡(赤道遊漁船にこれらの地域に进入する河川及び利根川(支流を除く。)) | |
| ギンナン | H24.4.17~: 鹿ヶ谷、北条郡(赤道遊漁船にこれらの地域に进入する河川、常陸利根川及び利根川(支流を除く。)) | |
| ウナギ | H24.8.7~: 鹿ヶ谷、北条郡(赤道遊漁船にこれらの地域に进入する河川、常陸利根川及び利根川(支流を含む。)) | |
| 肉 イノシシの肉 | H23.12.21~: 全域 (魚の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉除く。) | |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 茶 | H23.6.2~: 以下地図参照 | |
| | H23.8.2~10.18解除: 吉田市、紫波郡、猿島郡、八戸市、境町 | |
| | H23.8.2~H24.4.3解除: 大子町 | |
| | H23.8.2~H24.3.3解除: 筑波市、茨城大宮市 | |
| | H23.8.2~H24.3.3解除: 石岡市、茨城利根郡 | |
| | H23.8.2~H24.6.5解除: 錦町 | |
| | H23.8.2~H24.7.24解除: 水戸市 | |
| | H23.8.2~H24.10.24解除: 吉田町 | |
| | H23.8.2~H24.10.24解除: ひたちなか市 | |
| | H23.8.2~H24.10.24解除: つくば市 | |

*の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成24年12月4日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-------------------|---|------|
| ホウレンソウ | H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域 | |
| カキナ | H23.3.21～4.14解除: 全域 H24.4.9～: 鹿沼市 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.4.9～: 日光市、高岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町 H24.4.9～: 鹿沼市 H24.8.15～: 那須市 H24.8.17～: 大田原市 H24.10.20～: 那須塩原市 H24.10.22～: 鹿沼市、那須山市 | |
| タケノコ | H24.4.9～: 鹿沼市、矢板市 H24.4.13～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 鹿沼市 | |
| 原木シイタケ(露地栽培) | H24.2.15～: 那須塩原市、那須市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H24.2.15～: 那須塩原市、大宇久 H24.4.12～: 那須塩原市 H24.5.23～: さくら市 H24.8.4～: 鹿沼市 H24.8.28～: 壬生町 H24.11.29～: 日光市 | |
| 野菜類 | H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、鹿沼市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.6～: 那須町 H24.11.7～: 鹿沼市 H24.11.14～: 那須烏山市、日光市 H24.10.4～: 鹿沼市 H24.10.18～: 那須町 H24.10.25～: 壬生町 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.3～: 壬生町 H24.11.4～: 那須川町 H24.11.19～: 那須烏山市 | |
| 原木クリタケ(露地栽培) | H24.4.1～: 那須塩原市、日光市 H24.4.2～: 大田原市、那須町 H24.4.17～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.4.22～: 那須塩原市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.8.7～: 鹿沼市、日光市、那須塩原市、那須町(野生のものに限る。) H24.8.15～: さくら市(野生のものに限る。) | |
| 原木ナメコ(露地栽培) | H24.5.14～: 半田原町、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.19～: 大田原市 H24.6.7～: 那須塩原市(野生のものに限る。) | |
| ざくざく(野生のものに限る。) | H24.4.37～: 大田原市、矢板市 | |
| こしあぶら(野生のものに限る。) | H24.4.17～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) | |
| さんしょう(野生のものに限る。) | H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.19～: 大田原市 | |
| せんまい(野生のものに限る。) | H24.6.7～: 大田原市、那須町(野生のものに限る。) | |
| たらのめ(野生のものに限る。) | H24.4.37～: 那須町 | |
| わらび(野生のものに限る。) | H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.6.17～: 那須塩原市、那須町 | |
| クリ | H24.6.13～: 那須塩原市 | |
| 水産物 | H24.8.10～: 那須町内の鹿島川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、鹿井川から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 那須町(支流を含む。) | |
| イノダ(養殖を除く。) | H24.6.20～: 那須町内の鹿島川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) | |
| ウグイ(養殖を除く。) | H24.4.7～: 武蔵川(支流を含む。)及び棚木川内の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、堤防ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H24.6.28解除: 荒井川(支流を含む。) | |
| 牛の肉 | H23.8.2～: 金城 | |
| 肉 イノシシの肉 | H23.12.2～: 金城 H24.2.2～: 鹿沼市 H24.2.2～: 那須塩原市、那須町 | |
| シカの肉 | H23.12.2～: 金城 | |
| その他 | H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 | |
| 群馬県 | | |
| | | 出荷制限 |
| ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解除: 全域 | |
| カキナ | H23.3.21～4.8解除: 全域 H24.9.45～: 那須市、竜崎町、綾戸村 | |
| 農産物 | H24.10.1～: 鹿沼市、那須山町、白石町 H24.10.18～: 茅野町 H24.10.23～: 鳥居原町 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.13～: みなかみ町 | |
| 水産物 | H24.4.27～: 那須川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所至水敷駆まで区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び新ノ本川(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 那須川(支流を含む。) | |
| イワナ(養殖を除く。) | H24.6.8～: 那須川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所至水敷駆までの区間(支流を含む。) | |
| ウグイ(養殖を除く。) | H24.6.8～H24.11.9解除: 向川のうち川田橋の上流(支流を含む。) | |
| イノシシの肉 | H24.10.10～: 金城 | |
| 肉 グマの肉 | H24.9.10～: 金城 | |
| シカの肉 | H24.11.14～: 金城 | |
| その他 | H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 | |
| 埼玉県 | | |
| | | 出荷制限 |
| 農産物 | Kiノコ類(野生のものに限る。) H24.10.18～: 鹿沼町、那須町 H24.10.23～: ときがわ町 H24.11.5～: 鹿沼町 | |
| 千葉県 | | |
| | | 出荷制限 |
| ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町 | |
| ショウギク、チングンサイ、サンチュ | H23.4.4～4.22解除: 旭市 | |
| バセリ | H23.4.4～4.22解除: 旭市 | |
| セルリー | H24.4.5～: 那須市、木更津市 H24.4.8～: 那須市、栗原 H24.4.11～: 那須市、白石市、八代市 H24.4.15～: 那須市、那須山町 H24.4.18～: 那須山町 | |
| タケノコ | H23.10.11～: 那須市、那須山町 H23.11.18～: 那須山町 H23.12.22～: 佐倉市 | |
| 原木シイタケ(露地栽培) | H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.6.14～: 香取市 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H24.5.19～: 山武市 H24.6.14～: 香取市 | |
| 水産物 | H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) | |
| ギンブナ | | |
| 肉 イノシシの肉 | H24.11.5～: 金城 | |
| その他 | H23.8.2～: 成田市 H23.8.2～9.7解除: 大網白里町、勝浦市 H23.7.4～H24.2.1解除: 勝浦市 H23.8.2～H24.9.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.3.28解除: 野田市、富里市、山武市 | |
| 神奈川県 | | |
| | | 出荷制限 |
| その他 | H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.8.2～10.26解除: 相模原市 H23.8.27～10.26解除: 中郡市 H23.8.2～11.10解除: 小田原市 H23.8.2～H24.10.19解除: 逗子市 | |
| 新潟県 | | |
| | | 出荷制限 |
| 肉 クマの肉 | H24.11.5～: 金城(佐渡市及び糸魚川市を除く。) | |
| 山梨県 | | |
| | | 出荷制限 |
| 農産物 | Kiノコ類(野生のものに限る。) H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 | |
| 長野県 | | |
| | | 出荷制限 |
| 農産物 | Kiノコ類(野生のものに限る。) H24.9.20～: 長井沢町、御代町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 | |
| 静岡県 | | |
| | | 出荷制限 |
| 農産物 | Kiノコ類(野生のものに限る。) H24.11.5～: 御殿場市、小山町 | |

*[]の箇所は、出荷制限の対象

（參考資料 3）

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する規制の実績：平成24年12月4日現在

※_____の箇所は掲取制限の対象